	許容質量		容器等級がⅠの危険物を収納する場合	容器等級がⅡの危険物を収納する場合	容器等級がⅢの危険物を収納する場合
ガラス製容器	10kg	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F、50G又は51H(3)	禁　止	禁　止	3m³
プラスチック製容器(2)	50kg				
金属製容器	50kg				
紙製容器(1)(2)	50kg				
ファイバ板製容器(1)(2)	50kg				

注　1　固体の危険物を収納する場合に限る。
　　2　表中肩文字(1)から(3)は、以下の要件を示す。
　　(1)　収納する危険物が運送中液体状になるおそれがある場合には、当該容器を使用しないこと。
　　(2)　粉末不漏性のものであること。
　　(3)　フレキシブル内装容器を使用する場合に限ること。
　　3　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　L2　国連番号が1950の危険物を収納する場合にあつては、容器等級Ⅲの危険物を収納する場合の要件に適合すること。SP327に適合する危険物を収納する場合にあつては、運送中の内容物の漏れを防止するために吸収材等を容器内に収納すること。

LP101

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
－	－	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G

注　追加規定の欄に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。
　　L1　国連番号が0006、0009、0010、0015、0016、0018、0019、0034、0035、0038、0039、0048、0056、0137、0138、0168、0169、0171、0181、0182、0183、0186、0221、0243、0244、0245、0246、0254、0280、0281、0286、0287、0297、0299、0300、0301、0303、0321、0328、0329、0344、0345、0346、0347、0362、0363、0370、0412、0424、0425、0434、0435、0436、0437、0438、0451、0488及び0502の危険物に関して、通常軍事用に使用される大型で強力な爆発物品で信管のないもの又は信管に２つ以上の効果的な安全装置のあるものは、無外装で運送することができる。このような物品が発射薬を有する場合又は自ら推進する場合、点火装置を通常の運送状態で遭遇する外力に対して防護すること。また、包装されていない物品に対する「危険物の輸送に関する国連勧告試験及び判定基準マニュアル」試験シリーズ４で否定的結果を示す爆発物品は無外装で運送することができる。このような物品は、架台に取り付けられるか又は木枠若しくは他の適当な取扱い装置に固定すること。

LP102

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
袋（防水性のものに限る。）、ファイバ板製容器、金属製容器、プラスチック製容器、木製容器、ファイバ板製シート（波型のものに限る。）又はファイバ板製チューブ	－	50A、50B、50N、50H、50C、50D、50F又は50G

LP621

内装容器の種類	中間容器の種類	外装容器の種類
y		

LP902

内装容器の種類	内装容器の許容容量又は許容質量	中間容器の種類	外装容器の種類
LP02（容器等級Ⅲ）に規定する容器			

注　1　通常の運送中に物品の移動又は不慮の作動が防止できるものでなければならない。
　　2　製造工場から組立て工場へ運送する場合において、専用の運搬容器、自動車、コンテナ又は貨車に収納するときには、無外装で運送できる。

（ii）（i）の表中に掲げる大型容器の容器記号は、大型容器の種類及び材質に応じて次の表に定めるとおりとする。

種類	材質	記号
50. 硬質大型容器	A. 鋼	50A
	B. アルミニウム	50B
	C. 天然木材	50C
	D. 合板	50D
	F. 再生木材	50F
	G. ファイバ板	50G
	H. プラスチック	50H
	L. 繊布	50L
	M. 紙（多層のもの）	50M
	N. 金属（鋼又はアルミニウム以外のもの）	50N
	P. ガラス又は陶磁器	50P
51. フレキシブル大型容器	A. 鋼	51A
	B. アルミニウム	51B
	C. 天然木材	51C
	D. 合板	51D
	F. 再生木材	51F
	G. ファイバ板	51G
	H. プラスチック	51H
	L. 繊布	51L
	M. 紙（多層のもの）	51M
	N. 金属（鋼又はアルミニウム以外のもの）	51N